**秘密保持契約書**

　**○○**株式会社（以下「甲」という）と**△△**株式会社（以下「乙」という）は、甲乙間の**○○**の分野における業務提携の可能性を検討すること（以下「本検討」という）を目的として、甲乙相互に開示する秘密情報の取扱いに関し、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条(定義)

本契約において「秘密情報」とは、文書、口頭、電子的記録、物品他その情報の形態および方法の如何を問わず、一方当事者（以下「開示者」という）から他方当事者（以下「受領者」という）に対し開示された一切の情報のうち、開示に際して秘密である旨明示された情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

(1) 受領者が開示者から開示された時点で、既に公知となっていたもの

(2) 受領者が開示者から開示された後、受領者の責によらず公知となったもの

(3) 受領者が開示者から開示された時点で、既に受領者が保有していたもの

(4) 正当な権限を有する第三者から受領者が秘密保持の義務を負うことなく入手したもの

(5) 受領者が、開示者から開示された後に、開示された秘密情報と関係なく独自に創出したもの

第2条(秘密保持)

1. 受領者は、秘密情報についてこれを厳に秘密として保持し、開示者の事前の同意なく第三者に開示してはならない。

2. 受領者は、前項の規定にかかわらず、法令に基づき、行政機関、裁判所その他公的機関に対して秘密情報を開示することが必要な場合には、これを開示することができるものとする。

3. 受領者は、秘密情報を本件等に必要な最小限の範囲内でのみ複写又は複製することができるものとし、この場合の秘密情報の複写・複製は秘密情報と同様に取り扱うものとする。

第3条(目的外利用の禁止)

受領者は、相手方から開示された秘密情報を、本検討の目的以外に使用しないものとする。

第4条(秘密情報の帰属)

1. 開示者から開示された全ての秘密情報は、各開示者に帰属するものとし、受領者に対する秘密情報の開示により、受領者に対し、特許権、商標権、著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡されるものではなく、また、使用許諾その他いかなる権限も与えられないものとする。

2. 開示者から開示された秘密情報に基づいて受領者が発明、考案又は意匠の創作等をなしたときは、受領者は、直ちに開示者に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定するものとする。

第5条(秘密情報の返還・廃棄等)

　受領者は、本契約が終了した場合又は開示者から要求があった場合、開示者より開示された秘密情報を、漏洩が生じない手段により遅滞なく開示者に返還し、又は開示者の指示する方法により廃棄若しくは消去しなければならない。

第6条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、本契約締結時現在及び将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び、次の各号の関係に該当しないことを表明し又は確約する。

(1) 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係

(2) 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係

(3) 自社もしくは第三者の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用している関係

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を図る等の関係

(5) 役員等の反社会的勢力との密接な交際等社会的に非難されるべき関係

2.　甲及び乙は、自ら、その役員等または第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し又は確約する。

(1) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙において、本条の違反があった場合には、相手方は、催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わず、解除した当事者に損害が生じたときはその損害を賠償する。

第7条(損害賠償)

1. 受領者は、秘密情報の漏洩があった場合には、直ちに開示者にその旨を通知するとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう適切な措置を講じるものとする。

2. 受領者が本契約に違反した場合、開示者は受領者に対し秘密情報の使用を差し止めることができ、また受領者は当該違反により開示者に与えた損害及び損失（相手方の弁護士費用を含む）を開示者に賠償するものとする。

第8条(有効期間)

1.　 本契約の有効期間は、本契約締結の日より1年間とする。

2. 前項にかかわらず、本契約が期間満了等により終了した場合であっても、本契約に基づく秘密保持等の義務は、本契約終了後2年間有効に存続するものとする。

第9条(合意管轄)

　本契約に関する紛争については、**○○**地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条(協議)

　本契約に定めのない事項、および甲乙間に疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して円満に解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通 を保有する。

令和**○**年**○**月**○**日

* + 1. 住所 大阪府大阪市**○○**区**○○**町**○**丁目**○**番地

会社名　　　　　　　**○○**株式会社

氏名　　　　　**○○　　　○○**　　　　　　　　印

　（乙）　　住所 　大阪府大阪市**△△**区**△△**町**△**丁目**△**番地

会社名　　　　　　　**△△**株式会社

氏名　　　　　**△△　　　△△**　　　　　　　　印